

上下水道課からのお知らせ

# 平成29年4月1日から 下水道使用料が変わります

下水道は市民が健康で文化的な生活を営んでいくために欠くことのできない重要な都市施設であり、清潔で快適な生活環境ときれいな水辺環境を守る目的のため、大きな役割を果たしています。

市は公共下水道事業の健全な経営と適正な維持管理を行うため、4月1日からの使用水量（排水量）分から、下水道使用料を平均24.5パーセント引き上げることになりましたので、お知らせいたします。安定した下水道事業の運営に、ご理解とご協力をお願いします。

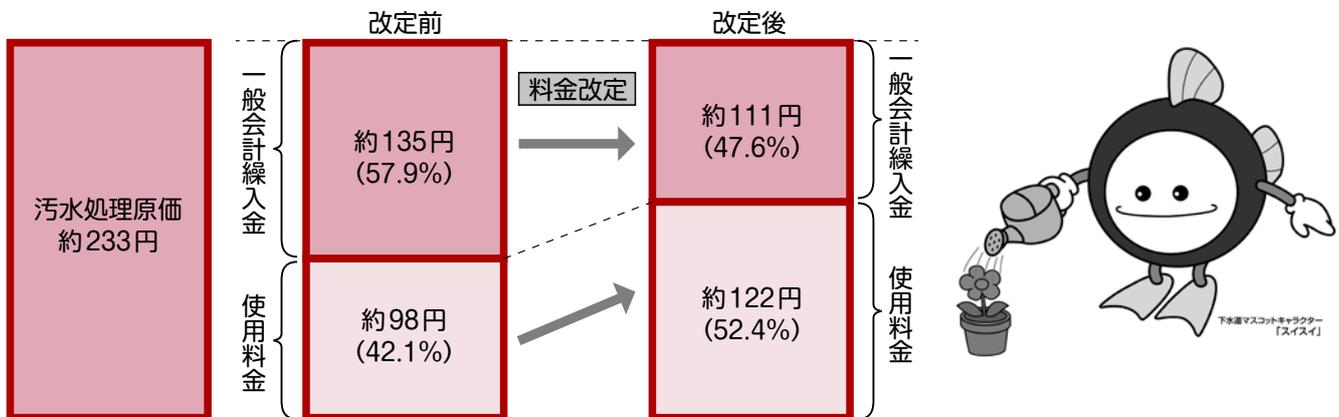
### ○下水道使用料を改定する理由は？

本来、使用者が特定されている下水道においては、維持管理に係る経費について下水道を使用している方達の下水道使用料で賄われるという原則が有ります。本市では、事業費の抑止やコスト削減に努めていますが、整備が進むのに伴い、建設投資にかかる償還金の返済や維持管理費が年々増加しています。

現在、使用料で賄うべき汚水処理経費のうち、下水道使用料で賄っている部分は約42.1%にとどまり、不足分については一般会計からの繰入金（税金）を充て下水道事業を運営しております。【図-1参照】

今後、将来にわたり下水道事業を健全に経営し、より良い生活環境を継続的に提供していくために、下水道使用料を改定することになりました。

【図-1】 汚水1m<sup>3</sup>当りの処理原価比較



※平成27年度の汚水処理経費は1年間で約3億8千9百万円でした（汚水処理原価 約233円/m<sup>3</sup>）。そのうち使用料金でまかなえた分は約1億6千4百万円（約42.1%）で、残りの約2億2千5百万円は一般会計から繰入しております。今回の改訂により、処理経費の約52.4%を使用料金でまかなうこととなります。

（平成27年度データより試算）

### 下水道使用料（平成29年4月から）

（月額・消費税込）

種類	排水量（1月につき）	現行料金	改定後	改定幅
一般用	10m <sup>3</sup> まで（基本料金）	756円	945円	189円
	11m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> （1m <sup>3</sup> あたり）	91.8円	114円	22.2円
	31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> （1m <sup>3</sup> あたり）	108円	135円	27円
	51m <sup>3</sup> 以上（1m <sup>3</sup> あたり）	124.2円	155円	30.8円
公衆浴場用	10m <sup>3</sup> まで（基本料金）	1,080円	1,350円	270円
	10m <sup>3</sup> 以上（1m <sup>3</sup> あたり）	108円	135円	27円
臨時用	1m <sup>3</sup> 以上（1m <sup>3</sup> あたり）	108円	135円	27円

■問い合わせ 上下水道課 下水道担当（内線613・614）